



こども発達支援 むぎいろ kariya

〒448-0022 刈谷市一色町1丁目9-3
第3ユタカビル103号

TEL/FAX : 0566-78-3389

営業日:月～金(祝日、8/13～15、12/29～1/3 除く)

営業時間 8:30～15:30

サービス提供時間 9:00～15:00

協力医療機関：刈谷豊田総合病院
嘱託医：G&O 赤ちゃんこどもクリニック



こども発達支援

むぎいろ

k a r i y a

児童発達支援（重症心身障がい児）

重度の障がいをお持ちのお子さんや医療的ケアが必要な
お子さんの保育園のように日中活動を提供する場です

大切にしていること

こどもたち、それぞれにある『いろ』
その家族や関わる人たち全てにある個々の『いろ』
『いろ』は自由で平等、そして変化するもの。
むぎいろは、それぞれがもつ『いろ』を大事にしながら、麦の穂のように空に向かって強く、まっすぐに成長していけるようにサポートします。
スタッフも、こどもたちと共に成長し、ひと粒の麦がたくさんの実を結べるよう地域に根差します。
こどもたちが楽しみながらいろいろな経験をしていけるよう『遊び』を大切に過ごします

事業内容

児童発達支援事業 指定事業所番号

☆対象 重症心身障がい児[医療的ケア児]

母子分離型単独通所

【むぎいろでの1日】

9:00 登園

水分補給

9:45 朝の会

朝のうた♪挨拶、お名前*お返事
体操、ふれあい遊び

*絵本タイム

10:00 遊び・活動

11:15 食事

午睡

13:30 水分補給

14:10 遊び・活動

14:35 帰りの会

手遊び、絵本、今日のうた
帰りのうた♪

15:00 降園

★お友達とこんなことをして楽しめます★

お散歩、ごっこ遊び、制作、お誕生日会

わらべうた

季節の行事

- ・お花見
- ・運動会
- ・クリスマス会
- ・節分
- ・野菜や植物育て
- ・七夕
- ・作品展



利用にあたって

- ★ 利用には市町が発行する『障害児通所支援受給者証』が必要となります。また重症心身の支給決定が必要です(不明な点は各市町担当課へ)
- ★ 利用までにご自宅での様子を見させていただいたり、家族同伴での試し利用等をお願いすることがありますのでご協力ください。
- ★ 利用料は、児童福祉法で定められている金額の1割が自己負担となります。世帯の所得状況に応じて月額の上限額があります。
- ★ 医療的ケアが必要なお子さんは、主治医の指示書をもとに保護者からの依頼と同意に基づいて実施します。必要な医療機器、ケア用品は全てご自宅で使用している物を持参してください。
- ★ 給食はありませんので、昼食や水分補給できるものをご自宅から持参してください。